８　市から敬老会補助金をお振込みする方法について

市から**敬老会補助金をお振込みする方法は２種類**あります。

補助金の申請団体（敬老会の開催団体）のご事情に合わせて**いずれか選択してください**。

ア　完了払

補助金の一般的な支払い方法です。敬老会を開催した後に提出していただく実績報告書類の内容を市が審査し、補助金額を確定したうえで、確定した補助金額を申請団体にお振込みします。

※　お振込みは、１２月頃～翌年３月頃を予定しています。

市から補助金をお振込みするまでの間、敬老会の開催に要する費用を申請団体（敬老会の開催団体）に立て替えていただくことになりますが、補助金は額が確定してからお振込みしますので、**過払い分を返還していただいたり、不足分を追加で請求していただいたりすることがなく済みます。**

イ　概算払

自己資金が乏しいことにより、「完了払」では事業が行えない団体に限り、補助金の申請書類に記載していただいた、補助対象者（１ページ２　補助金の申請団体（敬老会の開催団体）参照）の参加**見込**数や補助事業に係る総事業費の**予算**をもとに、**申請書類に記載された内容で敬老会が開催された場合に市から補助することとなる額（補助金の見込み額）**を、敬老会の開催前に申請団体にお振込みします。

※　お振込みは、８月末頃を予定しています。

そして、敬老会を開催した後に提出していただく実績報告書類の内容を市が審査し、補助金額を確定したうえで、**既に市からお振込み済の額と確定した補助金額との差額に応じて、精算手続を行い、過払い分を返還**又は不足分を追加で請求していただきます。

精算の手続きがあるため、完了払と比較して、事務手続きが多くなります。

【参考】概算払の精算手続きについて

① 既に市からお振込み済の額　＝　確定した補助金額　のとき

・・・既に市からお振込み済の全額が、そのまま当該年度の敬老会補助金となります。手続は不要です。

② 既に市からお振込み済の額　＜　確定した補助金額　のとき

・・・既に市からお振込み済の額と、確定した補助金額との差額を追加で市からお振込みします。追加のお振込みに必要な書類をお送りしますので、ご提出ください。

③ 既に市からお振込み済の額　＞　確定した補助金額　のとき

・・・既に市からお振込み済の額と、確定した補助金額との差額を市へ返還していただきます。納付書をお送りしますので、市へ差額を返還してください。

※　自己資金での準備が可能な団体につきましては、各団体に対し速やかに補助金の支払いができるよう、精算の必要がない完了払での申請にご協力をお願いします。